

やく秋草姓名部之上に論はれたれば、さらにもいはず、今按するに、カバ子に尸の字を書たるは、後人の所爲なれども、そのよしなきにあらす、姓の和訓かばねのはねはほねなり、はと相通續紀八孝謙紀天平勝寶三年二月己卯、雀部朝臣真人が上疏に、骨名と書たり、新撰姓氏錄の序には、氏骨と書たり、骨字氏字にかの訓なし、こは義訓ならん、正しく姓の字訓にやとおもふは、景行紀に、美濃國造名神骨かばねといふ者見えたり、四年春二月神骨は人の名なれども、姓の訓義を釋く證據とすべし、姓を神骨かばねといふよしは、天朝の萬姓は、神の御名より起り、又神世の職名をも取て姓とし賜へば、これを子孫に傳へたり、譬ば人死すれば、その形體は土になれども、その骨はなほ遺れり、姓はその祖神の骨の如し、こゝをもて姓を神骨といふなるべし、又髮骨かばねの義ともすべき歟、髮も亦骨とともに朽ざるものなり、この故に姓に尸字を書ものは、みな後人の所爲にしあれども、そのよしなきにあらすといふなり、

〔日本書紀七行〕四年二月、是月天皇聞美濃國造名神骨之女、兄名兄遠子、弟名弟遠子、並有國色、則

遣大碓命、使察其婦女之容姿、

〔標註職原抄別記下〕氏長者

姓を加婆禰續日本紀に骨名また根可婆禰共と云は、頭根カウチの義にて、夫と婆と通音なり、頭を加夫

い、氏中の宗長たる者、その頭として同族を率ひ、公家に仕奉るよりいふ稱にて、略下

〔南留別志三〕一尸といふ事は、異國にはなき事なり、族といふ心なり、氏族の貴賤を分てるなり、同じき姓にても、朝臣をななる家もあり、真人をななる家もあり、宿禰をななる家あり、連をななる家もあるなり、

〔姓氏解下〕日本姓尸

嵯峨天皇ノ時、中務卿萬多等親王、右大臣藤原國人等、新撰姓氏錄三十一卷ヲ著リ、一千一百八十